

公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 20 年度の駅別乗車人員は、表 1.5-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の1年間の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約7,000万人、名鉄名古屋駅が約5,000万人、近鉄名古屋駅が約2,300万人、あおなみ線名古屋駅が約400万人、地下鉄名古屋駅が約6,100万人である。

出典:「平成21年版名古屋市統計年鑑」(平成22年 名古屋市)

表 1.5-6 駅別乗車人員

単位:人/年

ľ	JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 -	下 鉄
	□R 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	国際センター駅
Ì	69,918,780	50,376,082	23,264,833	4,199,151	61,375,639	1,554,543

(5) 地域社会等

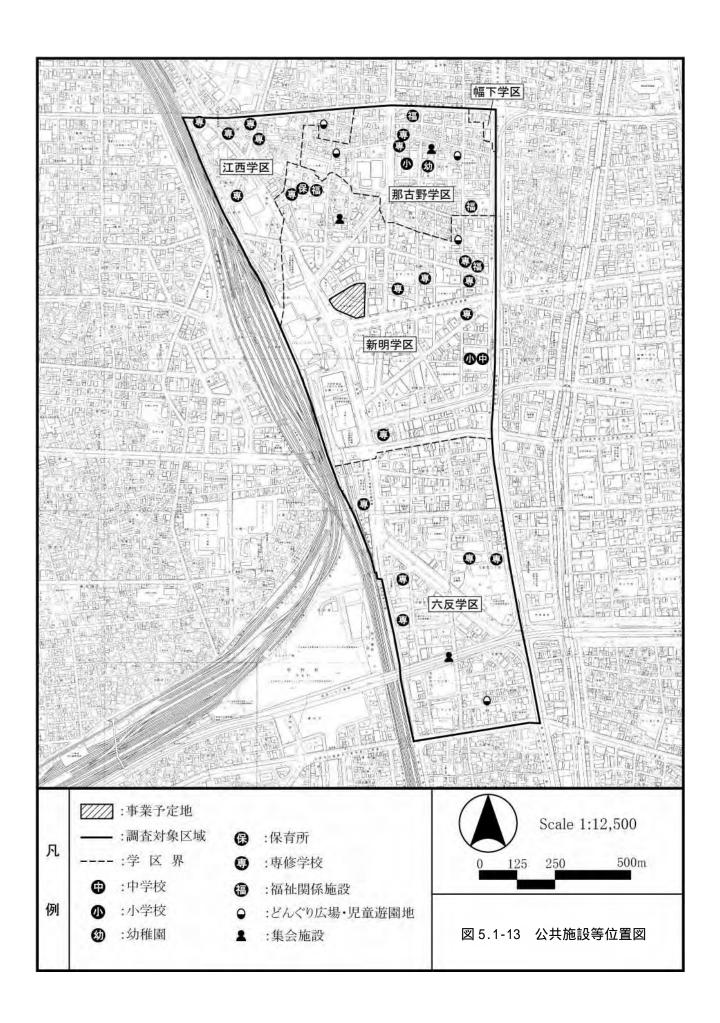
公共施設等

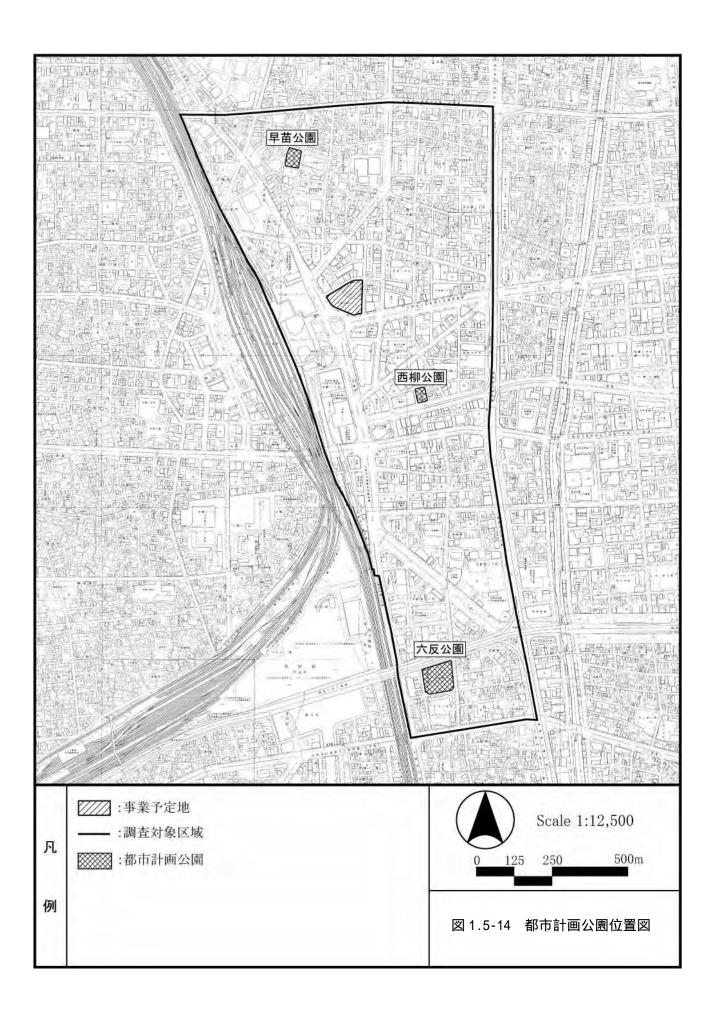
調査対象区域には、図 1.5-13 に示すとおり、小学校が 1 箇所、小中一貫教育校が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校が多数ある。その他には、保育所が 1 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図1.5-14に示すとおり、都市計画公園が3箇所ある。

出典:「学区別生活環境調査報告書」(平成10年 名古屋市)

- 「病院一覧(平成21年10月1日現在)」(愛知県ホームページ)
- 「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
- 「社会福祉施設等名簿 平成22年度版」(平成22年 愛知県)
- 「なごやの健康福祉 2009」(平成 21年 名古屋市)
- 「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
- 「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)
- 「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)





文化財等

調査対象区域には、文化財保護法(昭和25年 法律第214号)及び文化財保護条例(昭和47年 名古屋市条例第4号)により規定された文化財等はない。

出典:「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ホームページ)

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 21 年 3 月 31 日現在) 公共下水道の人口普及率^{注)}は 98.6% (平成 21 年 3 月 31 日現在) となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典:「平成21年版名古屋市統計年鑑」(平成22年 名古屋市)

廃棄物等

名古屋市における平成 20 年度のごみ処理量(収集・搬入量)は 659,390 トンで、前年度 682,748 トンより 23,358 トン(約3.4%)減少している。

また、名古屋市、中村区及び西区における平成 20 年度のごみ及び資源収集量は、表 1.5-7 に示すとおりである。

中村区及び西区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化(町美運動により集められたごみ等の収集)及び資源ともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典:「平成 21 年度 事業概要(資料編)」(名古屋市ホームページ)

表 1.5-7 ごみ及び資源収集量(平成 20 年度)

単位:トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合	計
名古屋市	373,500	54,948	8,803	83,708	1,735	522,	
пп/ <u>ж</u> .ів	(71.5%)	(10.5%)	(1.7%)	(16.0%)	(0.3%)	(100	0.0%)
中村区	24,620	3,690	466	4,506	101	33,	383
T-131	(73.8%)	(11.1%)	(1.4%)	(13.5%)	(0.3%)	(100	0.0%)
西区	24,070	3,644	476	5,133	9	33,	332
	(72.2%)	(10.9%)	(1.4%)	(15.4%)	(0.0%)	(100	0.0%)

注)()内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア 環境基準等

(P) 大気汚染(資料 2-1(資料編 p.27)参照)

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年 名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(1) 騒 音(資料 2-2(資料編 p.29) 参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁(資料 2-3(資料編 p.30)参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(I) 土壌汚染(資料 2-4(資料編 p.37)参照)

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類 (資料 2-5 (資料編 p.38) 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質(資料 2-6(資料編 p.39)参照)

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(1) 騒 音(資料 2-7(資料編 p.43) 参照)

「騒音規制法」(昭和43年 法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動(資料 2-8(資料編 p.47) 参照)

「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第16条第1項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年 法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年 名古屋市告示第412号)を定めている。

(1) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 法律第 138 号)に基づき特定事業場からの排出水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年 愛知県条例第 4 号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から 排出される化学的酸素要求量(COD) 窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(h) 地 盤(資料 2-9(資料編 p.50) 参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。本事業においては、「名古屋市環境保全条例」に従い、揚水機の吐出口の断面積が 78cm² を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合には、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告する。

なお、「工業用水法」(昭和31年 法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港 区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規 制はなされていない。

(‡) 土 壌

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 法律第 53 号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地(3,000m²以上)の改変時には、「土壌汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排 水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年 法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

また、事業予定地は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及 び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(J) 日 照(資料 2-10(資料編 p.51)参照)

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」(昭和25年 法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年 名古屋市条例第58号)による日影の規制地域には該当しない。なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成11年 名古屋市条例第40号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化(資料 2-11(資料編 p.54) 参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17年 名古屋市条例第 39号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 ㎡以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10分の 1以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年 名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 ㎡を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下、「地球温暖化対策計画書」という)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成16年 名古屋市告示11号)に基づくものとする。

廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年 名古屋市条例第46号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル・建設廃棄物処理ガイドライン改訂版・」(平成 13年 財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両毎にマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12年法 律第 104号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和32年 法律第161号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和43年 愛知県条例第7号)に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年 法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 法律第 72 号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 法律 第88号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治 30 年 法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

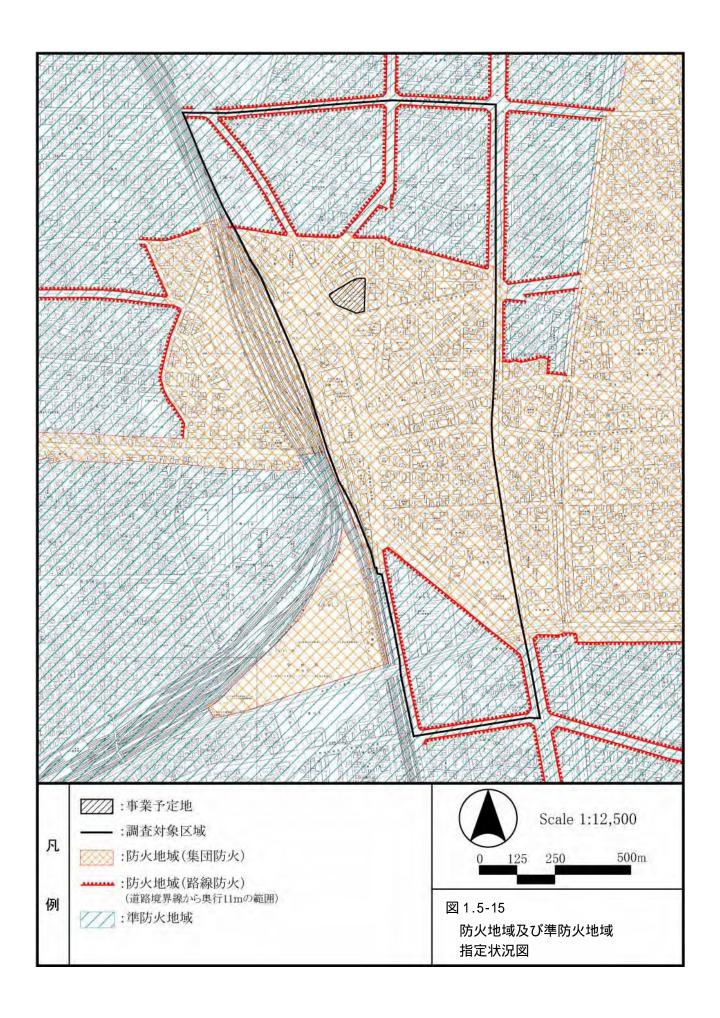
調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」(昭和 25 年 法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 1.5-15 に示すとおり、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。



(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 18 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成7年 条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成9年8月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成14年9月に第2次として、平成20年3月に第3次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」(平成8年 名古屋市条例第6号)に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成11年8月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成18年7月に「第2次環境基本計画」が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成22年度としている。「第2次名古屋市環境基本計画」の目標は、表1.5-8に示すとおりである。

総合目標	個別目標	施策の方向
	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
ともに創る	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
「環境首都なごや」	人と自然が共生する快適 な都市	・快適なまちなみ・自然とのふれあい・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

表1.5-8 第2次名古屋市環境基本計画の目標

名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成9年11月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成22年(2010年)までに平成2年(1990年)の水準から10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス6物質については、平成13年3月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成18年7月に改定を行って、「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定した。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「6つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、次に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成 22 年(2010年)までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成 2 年(1990年)を基準として10%削減する。
- ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、平成 22 年(2010年)までに、 平成 2 年(1990年)を基準として 10%削減する。

ただし、HFC、PFC、SF。については、基準年を平成7年(1995年)とする。

低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、 地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定した。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成19年2月に水循環に関する構想「なごや水の環(わ)復活プラン」を策定した。その後、平成21年3月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや2012年までに行うことをまとめ、「水の環復活2050なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、2050年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成6年6月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成12年8月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年 法律第112号)に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

5-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

ア地形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 1.5-16 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他 (河川、人工改変地等)の地形に区分される。

調査対象区域は、低地に区分される。

出典:「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県) 「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

イ地質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 1.5-17 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域は、現河床堆積物に区分される。

出典:「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(昭和 61 年 愛知県) 「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(昭和 60 年 愛知県)

地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が5箇所ある。

平成 20 年度の測量結果では、調査対象区域北側及び南側の水準点 2 箇所でごくわずか沈下しているが、年間 1 cm以上の沈下は示していない。

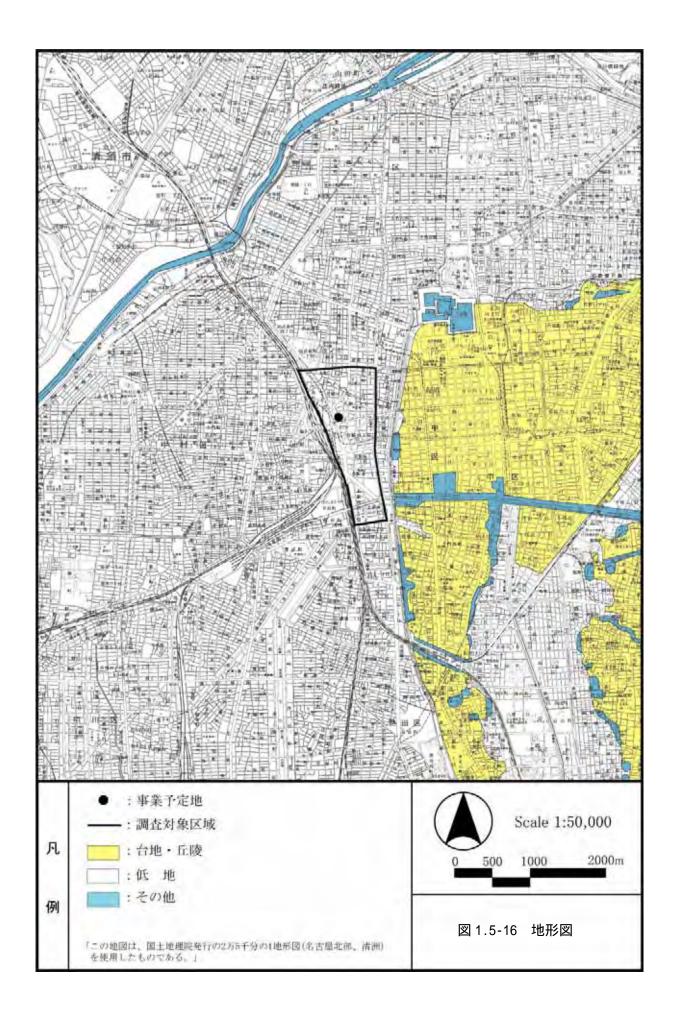
出典:「平成20年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(平成21年 東海三県地盤沈下調査会)

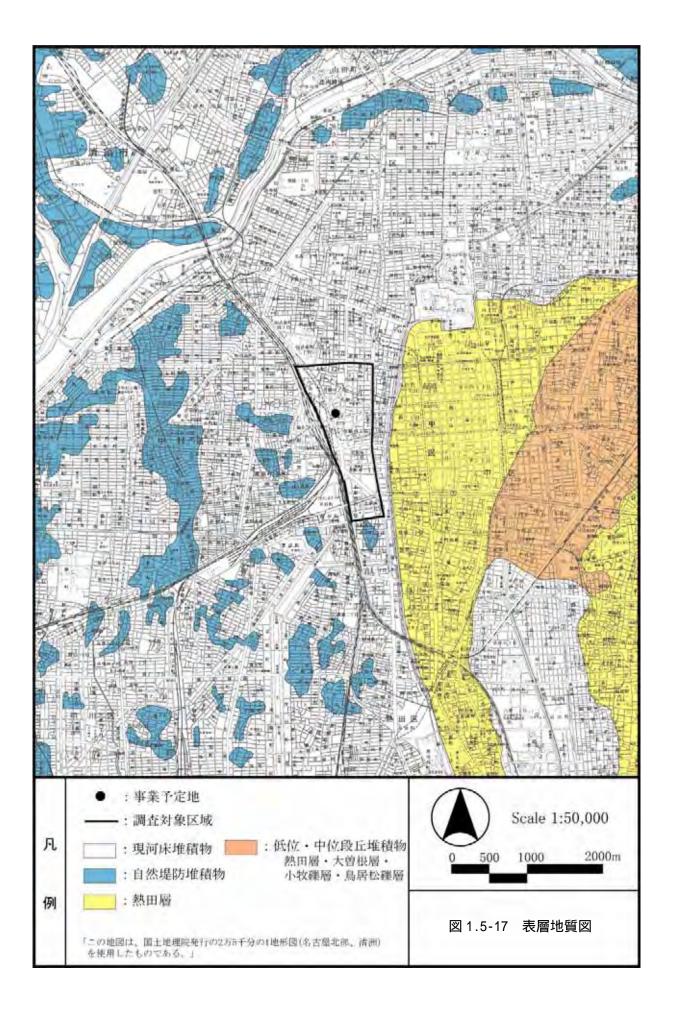
土壌汚染

事業予定地の地歴については、「地図で見る名古屋市街の今昔」によると、明治 24 年では 廣井村の集落として記載され、その後の大正 9 年、昭和 22 年、平成元年では建物密集地とし て記載されている。事業予定地内の大名古屋ビルは、昭和 37 年に竣工された。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている変圧器や照明器具等が存在するが、 漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなど適切に管理されており、過去に PCB の漏洩 等の事故は発生していない。

出典:「地図で見る名古屋市街の今昔」(国土地理院)





(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域には河川はないが、周辺には東側に堀川が、南西側に中川運河が流れている。

出典:「名古屋市河川図」(平成13年 名古屋市)

水 質

平成 21 年度に実施された堀川 2 地点(小塩橋・港新橋)及び中川運河 1 地点(東海橋)における pH、DO 並びに BOD の調査結果によると、pH の環境基準適合率は、小塩橋及び港新橋で 100%、東海橋で 42%、DO は 3 地点ともに 100%であり、BOD もともに環境基準や環境目標値を満足している。また、健康項目の調査結果によると、3 地点ともに環境基準や環境目標値を満足している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典:「平成 21 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 22 年 名古屋市)

底質

平成 16 年度に実施された堀川 2 地点(小塩橋・港新橋)及び中川運河 1 地点(東海橋)における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。

また、平成 21 年度に実施された堀川(港新橋)における総水銀及び PCB の調査結果によると、両項目ともに暫定除去基準の値を下回っている(中川運河では調査は行われていない)。 なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典:「平成 17 年版 名古屋市環境白書」(平成 17 年 名古屋市) 「平成 21 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 22 年 名古屋市)

地下水

平成 17~21 年度に実施された中村区及び西区における調査結果によると、表 1.5-9 に示すとおり、過去 5 年間で地下水の水質に係る環境基準に適合していない地点が、中村区では、 平成 21 年度に 4 地点、西区では、平成 19 年度に 1 地点、平成 20 年度に 4 地点、平成 21 年度に 3 地点ある。

なお、調査対象区域(中村区名駅一丁目及び中村区名駅四丁目)で平成 21 年度に行われた 調査結果は、環境基準に適合している。

出典:「平成 17~21 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 18~22 年 名古屋市)

H17 H18 H19 H20 H21 年 度 |中村区||西区||中村区||西区||中村区||西区||中村区||西区||中村区||西区| 区別 調査地点数 4 5 19 6 4 4 6 11 8 1 環境基準 0 0 0 0 0 1 0 4 4 3 「適合地点数

表 1.5-9 地下水調査結果における環境基準適合状況

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間(平成 16~20 年度)の年平均気温は 16.3 、年平均降水量は 1,495 mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の常監局である中村保健所及びテレビ塔における過去5年間(平成16~20年度)の風向・風速の測定結果は、表1.5-10に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が西北西、テレビ塔が北(75m)及び北北西(139m)となっており、各常監局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が2.9m/s、中村保健所が2.3m/s、テレビ塔が2.2m/s(75m)及び3.8m/s(139m)となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典:「平成 16~20 年度 大気環境調査報告書」(平成 17~21 年 名古屋市)

表 1.5-10 気象測定結果(月別最多風向及び平均風速(平成 16~20 年度))

単位:風速(m/s) X 分 4月 5月 6月 7月 8月 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 2月 3月 年間 最多風向 NW NNW SSE SSE SSE NNW NNW NNW NNW NNW NNW NNW NNW 名古屋地方 気 象 台 平均風速 2.6 2.8 2.8 2.7 2.7 WNW WNW SSE 最多風向 NW SE WNW WNW NW WNW NW WNW NW WNW WNW NW SE 中村保健所 常 平均風速 2.7 2.5 2.0 2.1 2.0 2.0 1.9 1.9 2.2 2.4 2.7 2.7 2.3 NNE NNE Ν NW NNE NNE 最多風向 Ν Ν Ν Ν テレビ塔 NNW SSW SSW NNE 寍 (75m) 平均風速 2.4 2.1 2.1 2.7 2.0 1.6 1.8 1.8 2.2 NNW 局 最多風向 NNW NNW SSE SE NNW NNW NNW NNW NNW NNW NNW NNW テレビ塔 NW (139m) 平均風速 4.3 4.0 3.0 3.3 3.4 3.4 3.3 3.4 3.8 4.4 4.7 4.8 3.8

大気質

調査対象区域の常監局は、自排局である菱信ビル^{注)}のみである。最寄りには、一般局である中村保健所、自排局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}及び松蔭高校^{注)}がある。

これらの常監局の位置は、図 1.5-18 に示すとおりである。

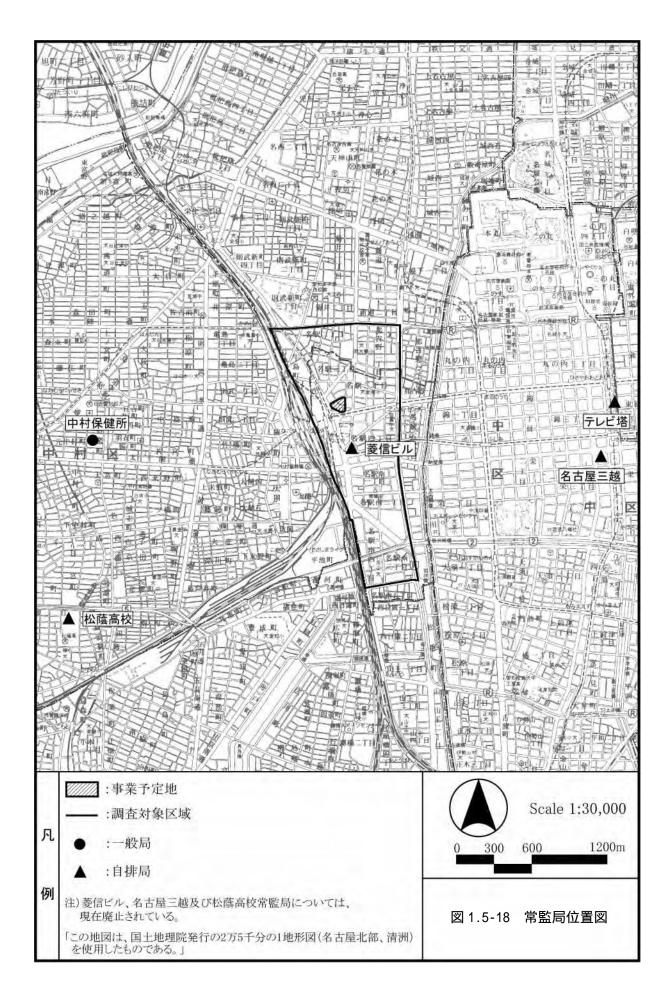
出典:「平成21年度大気汚染常時監視結果」(平成22年 名古屋市)

- 「平成 11,13,14 年度 大気環境調査報告書」(平成 13,15,16 年 名古屋市)
- 「平成21年度ダイオキシン類調査結果について」(名古屋市ホームページ)
- 「平成20年度 大気環境調査報告書」(平成21年 名古屋市)

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定を行っているテレビ塔における平成 21 年度の年平均値は、0.004ppm である。また、日平均値の 2%除外値は 0.006ppm、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日は無いため、環境基準を達成している。

注)菱信ビル、名古屋三越及び松蔭高校常監局は、現在廃止されている。



イ 一酸化炭素

過年度に一酸化炭素の測定を行っている菱信ビル(平成 11 年度) 名古屋三越(平成 13 年度) 松蔭高校(平成 14 年度)の年平均値は、0.7~1.3ppmである。また、日平均値の 2%除外値は 1.3~2.3ppm、1 日平均値が 10ppm を超えた日はないため、いずれの常監局も環境基準を達成している。

なお、3 常監局ともに、現在、一酸化炭素の測定はなされていない。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 21 年度における測定結果は、表 1.5-11 に示すとおりである。いずれの常監局も環境基準を達成している。

		測定年度 年平均値		環境基準との対比					
常監局	測定年度		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 :達 成 ×:非達成
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	
中村保健所		0.029	5	0.1	0	0.0	0.436	0.057	
テレビ塔	平成21年度	0.022	5	0.1	1	0.3	0.540	0.047	
松蔭高校		0.024	0	0.0	0	0.0	0.130	0.051	

表 1.5-11 浮遊粒子状物質測定結果

エ 光化学オキシダント

事業予定地に最も近く、光化学オキシダントの測定を行っているテレビ塔における平成 21 年度の昼間の 1 時間値の年平均値は、0.030ppm である。また、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間は 367 時間あり、環境基準を達成していない。

なお、市内全常監局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

オ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 21 年度における測定結果は、表 1.5-12 に示すとおりである。いずれの 常監局も環境基準を達成している。

常監局	測定年度	年平均値	環境基準との対比 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		回値が 1時間値 pm を超えた の最高値		環境基準の 達 成 状況 :達 成 ×:非達成	
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)		
中村保健所		0.018	0	0.0	0.071	0.037		
テレビ塔	平成21年度	0.021	0	0.0	0.074	0.043		
松蔭高校		0.020	0	0.0	0.068	0.037		

表 1.5-12 二酸化窒素測定結果

注1)環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06p pmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。 2)評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

注1)環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。 2)評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

カ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点 (中川区・港区・南区・東区・北区)における平成 21 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.2\,\mu$ g/m³、トリクロロエチレンが $0.51\,\sim 1.7\,\mu$ g/m³、テトラクロロエチレンが $0.19\,\sim 0.87\,\mu$ g/m³、ジクロロメタンが $2.4\,\sim 3.5\,\mu$ g/m³ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点 (北区・港区・守山区・緑区) における平成 21 年度の年平均値は $0.030 \sim 0.042$ pg-TEQ/m³であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

ク 微小粒子状物質

微小粒子状物質の市内 1 地点(南区)における平成 20 年度(速報値)の年平均値は、20 μg/m³である。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定地点はない。

騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成16年度の環境騒音調査地点は図1.5-19に、調査結果は表1.5-13に示すとおりである。等価騒音レベル(L_{Aeq})は、那古野二丁目が昼間58dB、夜間50dBであり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。名駅南一丁目が昼間60dB、夜間53dBであり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1.5-20 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も多く、次いで工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成16年度)」(平成17年 名古屋市)

表 1.5-13 環境騒音調査結果

単位:dB

细本地占	用途地域	等価騒	音レベル	環境基準		
調査地点	用速地坞	昼間	夜 間	昼間	夜 間	
那古野二丁目	商業地域	58	50	60以下	50以下	
名駅南一丁目	向未地坞	60	53	00以下		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

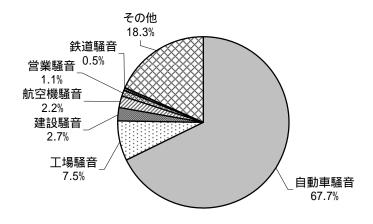
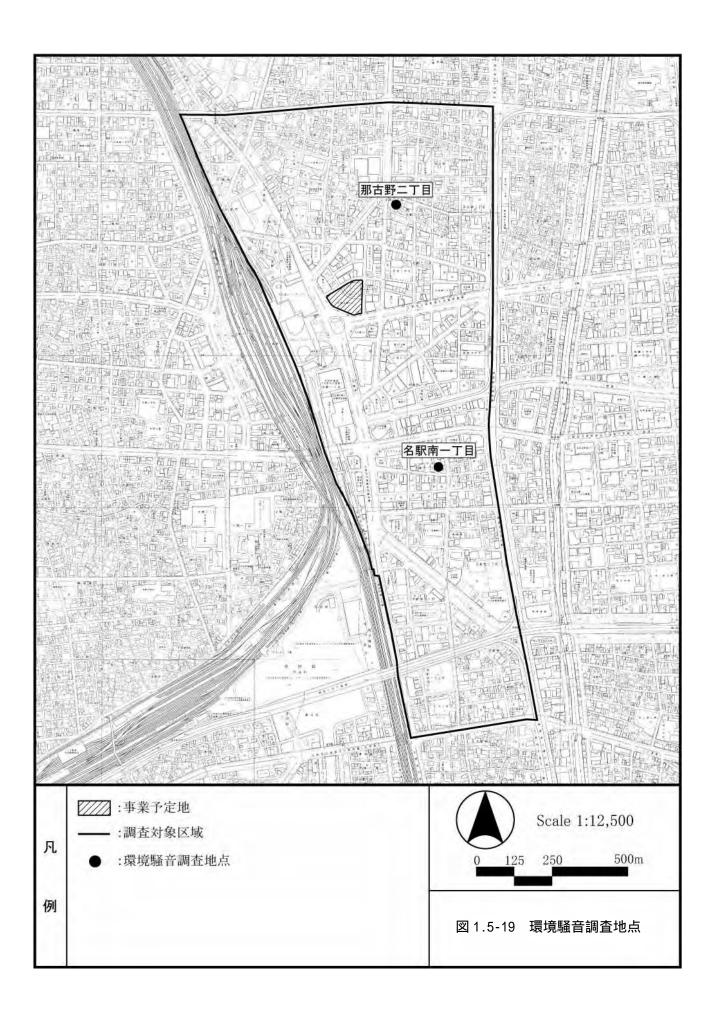


図 1.5-20 環境騒音の主な寄与音源



イ 道路交通騒音

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通騒音調査結果は表 1.5-14 に 示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) は 66~73dB、夜間は 61~ 69dB の範囲にある。

また、調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準 の面的評価調査結果は表 1.5-15 に、調査路線は図 1.5-21 に示すとおりである。これによる と、昼夜ともに環境基準を達成した割合は75~100%の範囲にある。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成19年度・平成20年度)」(名古屋市ホームページ)

表 1.5-14 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	,	B) .	交 ù (台	大型車 混入率	
		昼 間	夜間	小型車	大型車	7007 ()
市道高速1号	中村区名駅南四丁目	69	61	47	3	6%
県道中川中村線 (県道高速名古屋新宝線)	中村区名駅南二丁目	66	63	325	31	9%
県道名古屋甚目寺線	西区名駅二丁目	73	69	314	24	7%
市道江川線 (県道高速名古屋朝日線)	中村区名駅三丁目	68	65	327	23	7%
市道広井町線	中村区名駅南二丁目	69	64	270	21	7%

注1)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

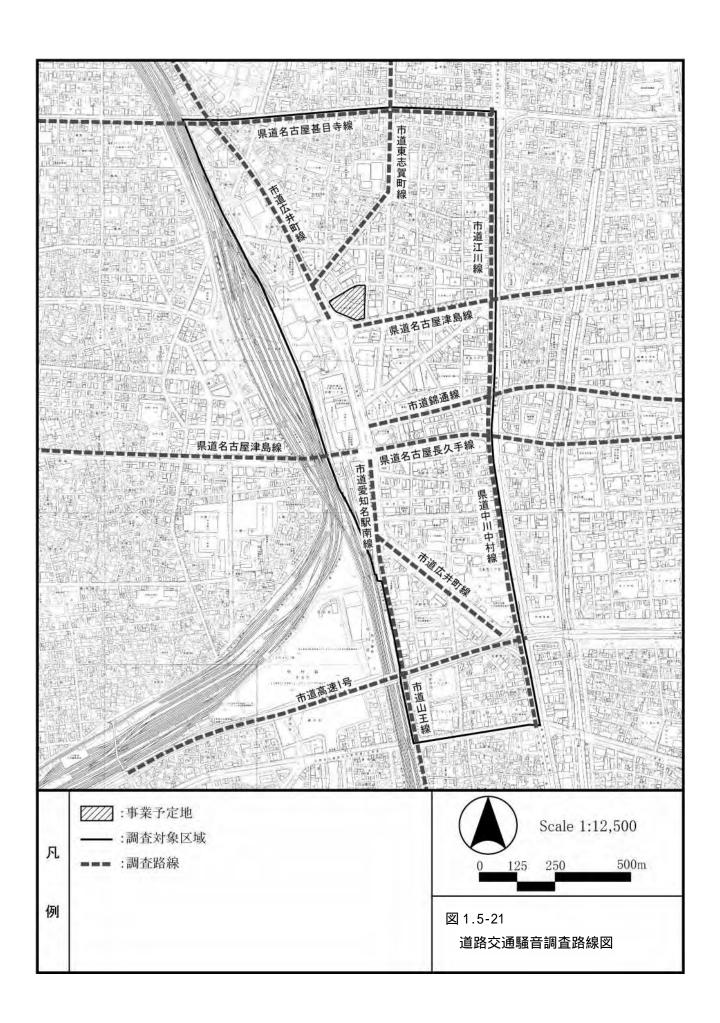
表 1.5-15 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

	測定区間	の住所	評価対象		Ī	面的評価結	 果	
評価対象路線名	始 点	終点	住居等 (戸)	達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
市道高速1号	中川区 百船町	中村区 名駅南三丁目	33	32	0	1	0	97%
県道名古屋津島線	中区 錦二丁目	中村区 名駅一丁目	250	224	26	0	0	90%
来追口口座冲曲線	中村区 名駅南一丁目	中村区 太閤通	648	539	24	0	85	83%
県道名古屋長久手線	中村区 名駅南一丁目	中区 栄二丁目	153	131	22	0	0	86%
市道江川線	西区 那古野二丁目	中村区 名駅四丁目	1,015	932	66	0	17	92%
(県道高速名古屋朝日線)	中村区 名駅四丁目	中村区 名駅四丁目	214	214	0	0	0	100%
市道山王線	中村区 名駅南四丁目	中川区 山王三丁目	439	335	91	0	13	76%
	中村区 名駅南五丁目	中村区 名駅南二丁目	216	212	1	1	2	98%
県道中川中村線 (県道高速名古屋新宝線)	中村区 名駅南二丁目	中村区 名駅南一丁目	120	112	8	0	0	93%
	中村区 名駅南一丁目	中村区 名駅四丁目	40	38	2	0	0	95%
県道名古屋甚目寺線	西区 那古野二丁目	中村区 本陣通	1,502	1,124	27	0	351	75%
市道広井町線	西区 則武新町四丁目		891	861	4	0	26	97%
	中村区 名駅南四丁目	中村区 名駅南三丁目	15	14	1	0	0	93%
市道東志賀町線	西区 浄心二丁目	中村区 名駅一丁目	1,526	1,486	3	1	36	97%
市道錦通線	中村区 名駅一丁目	中区 錦三丁目	181	168	2	0	11	93%
市道愛知名駅南線	中村区 名駅南四丁目	中村区 名駅南一丁目	13	13	0	0	0	100%

²⁾交通量は、昼間10分間における台数である。

注)面的評価結果は以下のとおりである。 ・達成戸数(昼夜間) :昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数 ·達成戸数(夜間)

[・]非達成戸数(昼夜間):昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数



振動

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通振動調査結果は表 1.5-16 に示すとおりである。これによると、振動レベル (L_{10}) は 43 ~ 56dB の範囲にある。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成19年度・平成20年度)」(名古屋市ホームページ)

表 1.5-16 道路交通振動調査結果

路線名	測定地点の住所	振動レベル(L ₁₀)	交 道 (台	大型車	
		(dB)	小型車	大型車	混入率
市道高速1号	中村区名駅南四丁目	45	47	3	6%
県道中川中村線 (県道高速名古屋新宝線)	中村区名駅南二丁目	43	325	31	9%
県道名古屋甚目寺線	西区名駅二丁目	48	314	24	7%
市道江川線 (県道高速名古屋朝日線)	中村区名駅三丁目	43	327	23	7%
市道広井町線	中村区名駅南二丁目	56	270	21	7%

注1)振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

悪臭

平成 20 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 503 件あり、公害苦情処理件数総数 2,081 件の約 24%を占めている。また、中村区では総数 115 件のうち 27 件(約 24%)、西区では総数 107 件のうち 18 件(約 17%)が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典:「平成21年版名古屋市環境白書」(平成21年 名古屋市)

²⁾交通量は、昼間10分間における台数である。

温室効果ガス等

名古屋市における平成 18年の部門別二酸化炭素排出量は、図1.5-22に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の29%、次いで業務の26%、産業の23%、家庭の19%の順となっており、これらの部門の合計で97%を占めている。

また、二酸化炭素及びフロンは調査対象区域では測定しておらず、二酸化炭素については市内2局(天白区:農業センター及び中区:科学館(平成19年1月23日から))、フロンについても2局(南区:環境科学研究所及び名東区:愛知カンツリー倶楽部)であり、これらの測定結果は、図1.5-23及び図1.5-24に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは増加傾向にある。フロンについては平成15年度まで測定されており、平成5年度まで減少傾向にあり、平成6年度から平成15年度まではほぼ横這いである。

出典:「平成 21 年版 名古屋市環境白書」(平成 21 年 名古屋市) 「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(平成 17 年 名古屋市)

「名古屋市内二酸化炭素濃度データ集」(名古屋市ホームページ)

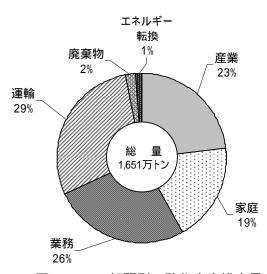
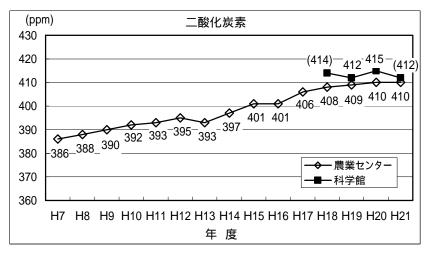
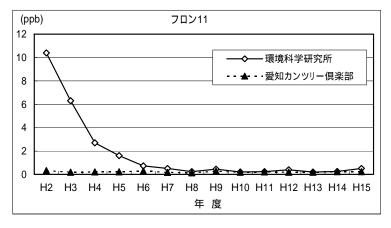


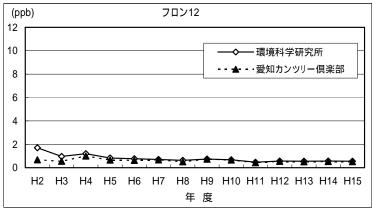
図 1.5-22 部門別二酸化炭素排出量



注)科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中に測定を中断しているため、H18年度とH21年度は()とした。

図 1.5-23 二酸化炭素年平均値の推移





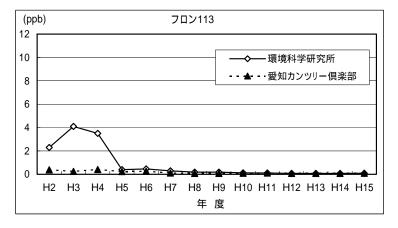


図 1.5-24 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

植物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

出典:「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

牛熊系

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景観

調査対象区域は、市街化された地域であるため、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地が位置する名古屋駅周辺は、駅前広場、桜通、名駅通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された地域であるため、自然的な環境はほとんど残っておらず、 人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。